

## 仕様書

### 1 委託業務名

航空宇宙関連企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務

### 2 事業の目的

県は、将来の岐阜県の中核産業として宇宙産業を育成・支援するため、県内航空宇宙関連企業をはじめとするモノづくり企業（以下、「県内企業等」という。）の宇宙分野への新規参入・販路拡大に関する支援（産業振興）や、「宇宙工学講座関連事業」「ぎふハイスクールサット」等の人材育成に取り組んでいる。 ※取組みの概要については別添1を参照

本委託業務は、県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大に向けた支援を行うとともに、県内高校生を対象に、将来の宇宙関連事業を牽引する人材の育成を行うものである。

### 3 委託業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### 4 業務内容

受託者が有する、国内外の人工衛星やロケット等を開発する宇宙関連企業（以下、「宇宙関連企業等」という。）とのネットワークや、宇宙関連企業等が求める技術等のニーズ分析を基に、以下の（1）～（3）の業務を実施すること

#### （1）産業振興

##### ①セミナー及び宇宙関連企業等とのビジネスマッチング

宇宙関連企業等から講師を招へいし、宇宙分野に関する最新情報等に関するセミナーを行うとともに、参加者同士の活発な意見交換を行うワークショップ、講師と参加企業の商談等を開催する。

また、セミナー講師が所属する宇宙関連企業等の部材・加工技術等に関する調達ニーズを基に、県内企業等とのビジネスマッチング（宇宙関連企業等による県内企業等の訪問）を行う。

なお、セミナー及びビジネスマッチングを行う宇宙関連企業等については、受託者が提案する候補の中から、県が決定する。決定した宇宙関連企業等の日程等の調整（旅費、謝金、宿泊費等の支払いを含む）については受託者が行い、訪問先（商談相手）となる県内企業等の選定、日程等の調整については、県が行う。

〔期間〕

契約の日から令和7年3月31日（月）まで

※セミナーについては次の日程で開催することが望ましいが、調整可

令和6年 8月26日(月)

11月 6日(水)

令和7年 1月15日(水)

〔規模〕

セミナー(1日間)とビジネスマッチング(2日間以上)を合わせて、3日間以上(土日祝日を除く)／回とする。

〔回数〕

セミナー：3回以上(講師2人程度・4時間程度／回)

- ・うち、講演・ワークショップを120分程度、参加企業との個別面談を120分程度(20分×6社)とする。
- ・会場は県が確保(岐阜県庁会議室等)
- ・講師用の飲料については受託者が準備

ビジネスマッチング：6日間(2日間×3回)以上

- ・宇宙関連企業等エンジニア等2人以上が参加すること。
- ・午前9時～午後5時(県内の移動時間を含む)

【例】

| 8/26(月)             | 8/27(火)                  | 8/28(水)                  |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|
| セミナー<br>14:00～18:00 | 企業訪問(3社程度)<br>9:00～17:00 | 企業訪問(3社程度)<br>9:00～17:00 |

※セミナー講演者と企業訪問は、異なる方の参加でも可

※企業訪問の参加者は、日程ごとに異なる方の参加でも可

※連続した日の開催でなくとも可

## ②海外展示会出展支援

県内企業等の、宇宙分野への新規参入及び販路拡大のため、下記の航空宇宙関連の展示会への出展支援を行う(出展スペース確保、出展スペース附属品等発注、出展者パス発行等\*)とともに、出展ブースを訪問する海外企業と県内企業等との商談時には、英語での通訳及び技術的な助言・仲介を行うこと。 ※費用については県負担

〔展示会〕

AEROMART TOULOUSE 2024(仏)

〔開催日程(予定)〕

令和6年12月3日(火)～5日(木)

| 12/2(月) | 12/3(火) | 12/4(水) | 12/5(木) | 12/6(金) |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 移動(出国)* | 出展支援    | 出展支援    | 出展支援    | 移動(帰国)  |

※12/3(火)の出展ブース設営を支援するため、12/2(月)中には会場付近に到着すること。

〔出展支援対象〕

県内企業等 4社程度 ※県が募集し、出展企業を決定

〔支援内容〕

- ・ 上記展示会における出展スペースの確保
- ・ 出展内容に応じたレイアウト、出展スペース附属品の主催者との調整
- ・ 出展企業に対する、展示内容の作成等に関する支援
- ・ 展示会当日の各出展企業に対する通訳（2人以上）等の商談サポート
- ・ 展示会前後の設営・撤去のサポート（運搬等の費用は出展者負担）
- ・ 展示会終了（帰国）後から令和7年3月31日（月）までにおける、出展ブースを訪問した海外企業から出展企業へ問合せに対する、通訳等の商談サポート
- ・ 出展ブースへの集客用物品（県産品等）の調達及び会場への搬入  
※県と協議のうえ内容を決定し、受託者負担（税抜15万円）により調達

③新規参入・販路拡大に向けた情報発信

県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大を促進するため、下記期間中に、ウェブサイト等を活用した情報発信を行うこと。

※現在の掲載内容については別添2を参照

〔期間〕

令和6年5月31日（金）開始を目安に令和7年3月31日（月）まで

(2) 人材育成

・ 起業家育成研修

将来の産業振興に資するため、県内高校生を対象に、上述「4（1）①セミナー及び宇宙関連企業等とのビジネスマッチング」の内容を踏まえ、宇宙産業や宇宙関連ビジネスの創出に関する現状等について講義を行うとともに、変化への対応力・価値想像力・課題解決力の習得を目標とした、コミュニケーションに重点を置いた参加型の研修を企画・実施すること。

〔開催日時（変更不可）〕

令和6年7月31日（水） 午前7時頃から

8月 2日（金） 午後8時頃まで

〔研修時間〕 ※受託者が行う講義・コミュニケーション研修等の時間

7月31日（水）： 7時間程度

8月 1日（木）： 10時間程度

8月 2日（金）： 1時間程度

〔場所〕

国立乗鞍青少年交流の家（岐阜県高山市岩井町913-13）

〔対象〕

県が主催する、「高校生のための宇宙産業における起業家育成研修バスツアー※」への参加者（30名程度）

※受託者は、上記バスツアーに同行し、研修等を実施

(3) チラシデザインの作成業務

上記（1）①及び（2）①の開催を周知するためのチラシデザインを作成すること。なお、チラシの印刷・配布、参加者の募集などは県が行う。

① チラシデザイン

セミナー等のテーマに沿った写真・イラストや、県が提供する（ア）～（ウ）のデザイン等を用いてデザインすること。

（ア）県のシンボルマーク

（イ）空宙博のロゴ

（ウ）岐阜大学のシンボルマーク

②納品について

受託者は、チラシ印刷用データ（A4・両面4色）をA I、P D F、J P E G形式にし、各開催日の1か月以上前の日までに納品すること。

5 業務実施体制

本業務の責任者及び担当者を各1人配置すること。ただし、専任である必要はなく、兼務を妨げない。

6 県への報告書類

（1）委託業務完了届

委託業務が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して10日を経過した日又は令和7年3月31日（月）のいずれか早い日までに、委託業務完了届を提出すること。

（2）その他

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告を求め、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

7 著作権に関する事項

別記1「著作権等取扱特記事項」によること。

8 業務の適正な実施に関する事項

（1）法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり適用される法令等を遵守すること。

（2）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

（3）個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意すること。

（4）情報セキュリティ保護

受託者は、この契約による事務を行うため情報資産を取り扱う場合は、

別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

#### (5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### (6) 知的財産権の取り扱い

受託者は、本業務の実現のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

### 9 業務の継続が困難となった場合の措置について

#### (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。そのために、県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

#### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

### 10 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

#### (1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

#### (2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

### 11 その他

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は、受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。

一 写真、原画

二 原稿

三 その他本業務の実施に際し制作したもの

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。

一 受託者の従業員

二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 受託者は、県に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 県は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、県に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、県に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に県に移転する。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

### (教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

### (目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
  - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
  - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
  - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
  - 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
  - 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。



(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めると及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す

## 情報セキュリティに関する特記事項

### (基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。)として定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体(USBメモリ等を含む。)
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。)
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

### (責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者(以下「セキュリティ責任者」という。)を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

### (業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者(派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

### (教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記事項の遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。)を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再

委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項(第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。)の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先(再々委託している場合は再々委託先も含む。)における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

#### (調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

#### (指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

#### (事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

#### (実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

- 2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

### 情報セキュリティ体制報告書

\_\_\_\_\_に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

| 情報セキュリティ責任者名  | 〇〇 〇〇 |                          |
|---|-------|--------------------------|
| 対策項目  |       | 確認欄                      |
| 1. メール誤送信システムの導入の有無について   |       |                          |
| メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。<br>【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】      |       | <input type="checkbox"/> |
| 2. 情報セキュリティマネジメントシステムについて   |       |                          |
| ISMS(Information Security Management System)適合性評価制度による認証を取得している。<br>【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】 |       | <input type="checkbox"/> |
| ※ISMS 認証を取得している場合は以下3及び4の確認は不要  |       |                          |
| 3. システム的対策  |       |                          |
| (1) リスク低減のための措置   |       |                          |
| ① パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。                               |       | <input type="checkbox"/> |
| ② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。  |       | <input type="checkbox"/> |
| ③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。   |       | <input type="checkbox"/> |
| (2) インシデントの早期検知のための取り組み<br>※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい                                 |       |                          |
| ① サーバ等における各種ログを確認している。  |       | <input type="checkbox"/> |
| ② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。   |       | <input type="checkbox"/> |
| (3) インシデント発生時の適切な対処・回復  |       |                          |
| データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。<br>【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】                  |       | <input type="checkbox"/> |
| 4. 人的対策   |       |                          |
| (1) 組織における対策  |       |                          |
| ① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。  |       | <input type="checkbox"/> |

|                      |   |                          |
|----------------------|---|--------------------------|
|                      | 【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】  |                          |
|                      | ②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。<br>【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】  | <input type="checkbox"/> |
|                      | ③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。<br>【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】                    | <input type="checkbox"/> |
| <b>(2) 各個人における対策</b> |   |                          |
|                      | 文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。<br>【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】 | <input type="checkbox"/> |

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることを以て契約違反となるものではない。



年 月 日

岐阜県知事 様

所在地  
法人等名称  
代表者職・氏名

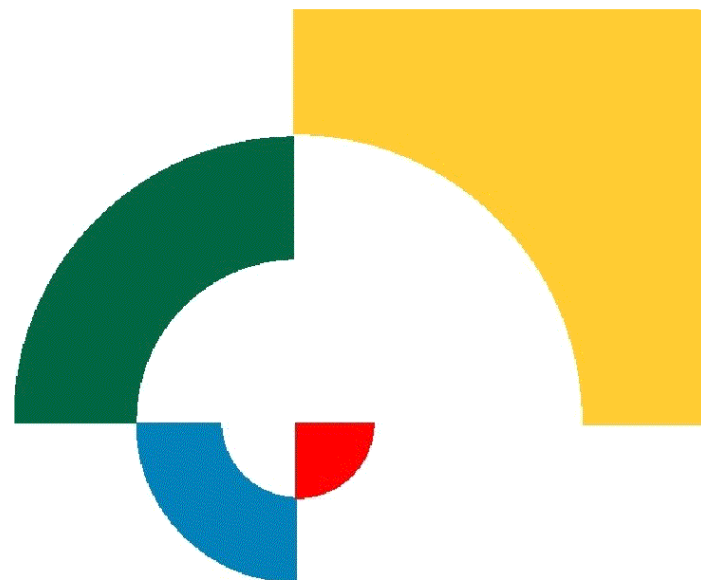
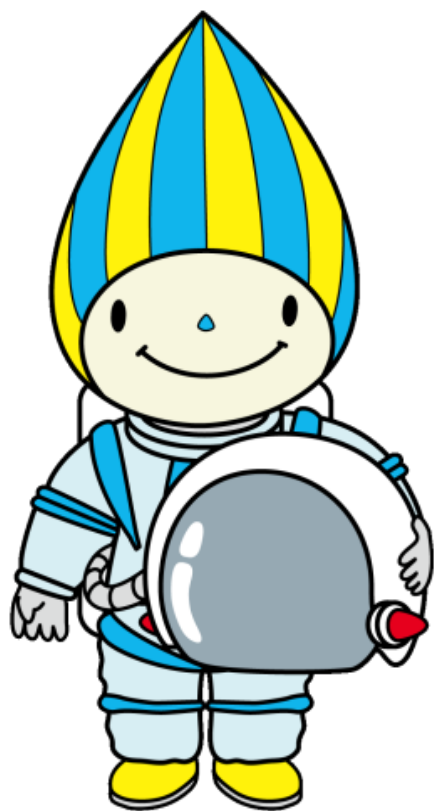
〔発行責任者〕  
所属部署  
役職  
氏名

〔事務担当者〕  
所属部署  
役職  
氏名  
電話番号  
E-mail

### 情報セキュリティ対策実施報告書

\_\_\_\_\_に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

情報セキュリティに関する研修実施内容の概要を記載（又は概要資料を添付）



GIFU

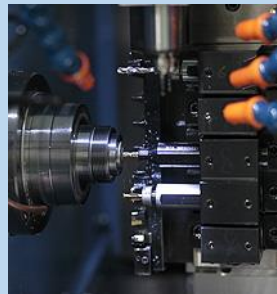
ぎふ宇宙プロジェクト  
研究会の取組みについて

# 1 岐阜県の宇宙産業への関わり

## 宇宙関連機器の製造に関わる企業は20社以上

岐阜県には、**川崎重工業**（ロケットフェアリング）、**ナブテスコ**（アクチュエーター）といった大手メーカーに加え、**大堀研磨工業所**（ロケット搭載部品の研削）、**鍋屋バイテック会社**（特殊ねじ）など、宇宙関連機器の製造・加工に関わる中小企業が20社以上立地しています。

早川精機工業(株)  
人工衛星等の金属部品  
の切削加工等



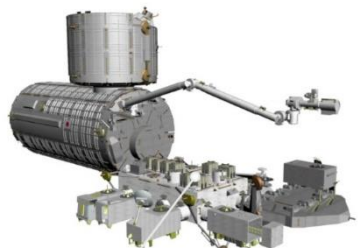
(有)大堀研磨工業所  
ロケットに搭載する部品  
の研削加工



鍋屋バイテック会社  
特殊ねじ製造



ナブテスコ(株)  
ISS「きぼう」内のアクチュエーター



(株)光製作所  
ロケットの胴体部品



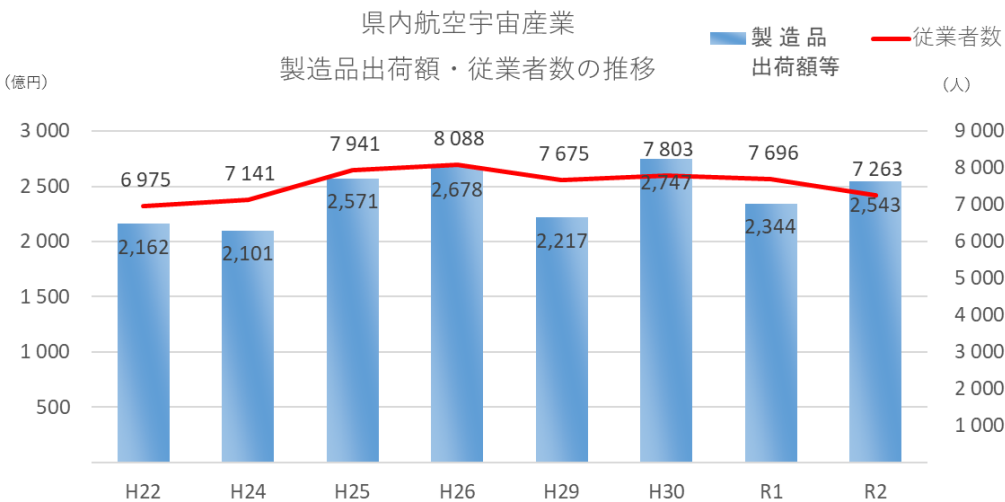
川崎重工業(株)  
ロケットフェアリング製造



# 2 ぎふ宇宙プロジェクト研究会の設立

## 岐阜県には航空産業の蓄積がある

- 製造品出荷額：2,543億円(全国3位) ※2020年
- 従業者数：7,263人(全国2位) ※2021年工業統計
- 事業所数：55件(全国2位) ※2021年工業統計



出典：岐阜県「平成24～令和2年工業統計 第6表」、2021年経済センサス活動調査

世界の宇宙産業市場は、2040年には1兆ドルに成長すると見込まれている



出典：Morgan Stanley.「Space: Investing in the Final Frontier」(2020年7月)

宇宙産業を、将来の岐阜県の「中核産業」として育成・支援するため、「ぎふ宇宙プロジェクト研究会」を令和3年11月に設立



## 2 ぎふ宇宙プロジェクト研究会の設立

### ○ 取組みの方向性

県内企業の宇宙分野への新規参入・販路拡大を支援する『産業振興』と、県内高校生への宇宙工学に関する講座や、衛星打上げ等の実践的な実習を取り入れた『人材育成』の2つを柱に、産学官連携による取組みを行う。

### ○ 研究会の実施体制

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 顧問       | 岐阜県知事 古田 肇<br>岐阜大学前学長 森脇 久隆  | —                                      |
| 座長       | 岐阜大学 学長 吉田 和弘  | —                                      |
| 事務局      | 県航空宇宙産業課   | 全体調整、企業ニーズ収集、<br>マッチング調整               |
|          | 岐阜大学工学部<br>宇宙研究利用推進センター  | 教育プログラム開発・実践、<br>最新技術動向情報収集            |
| アドバイザー   | 千葉工業大学 主席研究員 秋山 演亮   | 全体指導                                   |
| コーディネーター | Space BD(株)  | 研究会運営(R5県委託事業)                         |
| オブザーバー   | 県内工業系高校、岐阜高専<br>JAXA<br>中部経済産業局(経産省)、各務原市産業活力部   | 人材育成サポート<br>技術サポート、販路拡大<br>最新動向情報、販路拡大 |
| 参加者      | 県内航空宇宙関連企業、県工業会会員、県産業経済振興センター、ソフトピアジャパン関連企業、ぎふ技術革新センター運営協議会会員、県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム会員 等 |  |

### 3 「ぎふ宇宙プロジェクト研究会」の取組み【産業振興】

#### ① 宇宙関連企業マッチング

＜商談会＞ R4：7回開催（延24社参加） R5：2回開催予定（12/19～21、3月）

| 開催日         | ジャンル    | 企業名（商談相手）        |
|-------------|---------|------------------|
| R4.4.20     | 小型ロケット  | インターステラテクノロジズ(株) |
| R5.3.13     | 小型人工衛星  | (株)アークエッジ・スペース   |
| R5.3.14     | 小型人工衛星  | セーレン(株)          |
| R5.3.15     | システム設計  | (株)たすく           |
| R5.3.16     | 小型人工衛星  | テラスペース(株)        |
| R5.3.17     | 衛星推進機   | (株)Pale Blue     |
| R5.3.29     | デブリ対策装置 | (株)BULL          |
| R5.12.19～21 | 人工衛星推進機 | Letara(株)        |

※赤枠については、商談会后、部品の供給等に関する契約締結につながった企業有り

＜宇宙産業用の部品・サービスに関するウェブサイト＞ R4～：県内企業17社を掲載

100か国以上・25,000人以上／月のアクティブユーザーが利用する、宇宙産業用の部品・サービスに関するプラットフォーム「sat search」への掲載を支援



(有)大堀研磨工業所



鍋屋バイテック(株)

### 3 「ぎふ宇宙プロジェクト研究会」の取組み【産業振興】

#### ② 海外展示会への出展&問合せ対応支援 (R5新規)

『シンガポールエアショー2024 (R6.2.20~25)』の出展ブース1小間を確保

※経済産業省主導による、自治体・企業等が一同となって出展する

「JAPAN SPACE」内の約12m<sup>2</sup>のスペース



チャンギエキシビジョンセンター (チャンギ国際空港隣)



〔海外出展に合わせた総合的な支援〕

(1) 展示パネルの作成等に関する助言

(構成・デザイン、英文のチェックなど)

(2) 展示会当日の各出展企業と訪問企業との商談サポート

(エンジニア等による通訳及び技術的な助言・仲介)

### 3 「ぎふ宇宙プロジェクト研究会」の取組み【産業振興】

#### ③ 勉強会（セミナー） R4：4回開催 R5：3回開催予定（10/2、12/19、3月）

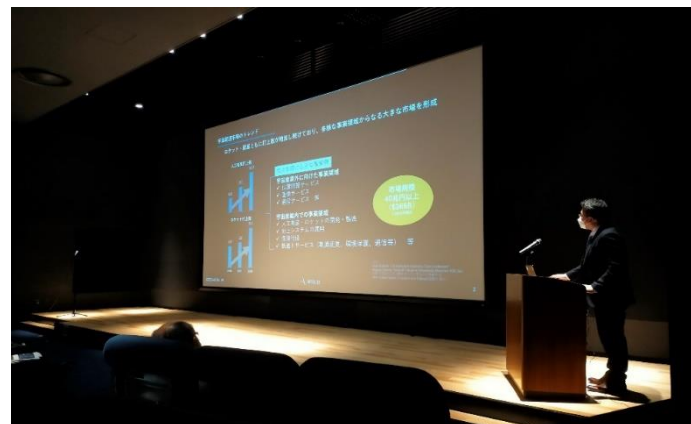
R4年度：今後拡大が見込まれる宇宙産業を幅広く学ぶため、多角的にテーマを設定

R5年度：ロケット・スペースプレーン等の、航空機の製造技術と親和性の高いテーマに重点を置いて開催予定

| 開催日      | テーマ     | 講演タイトル                | 講演者                               |
|----------|---------|-----------------------|-----------------------------------|
| R4.7.8   | 宇宙食     | 宇宙食の動向                | 宇宙技術開発(株) 宇宙機エンジニアリンググループ 野上 和真 氏 |
| R4.7.14  | 小型人工衛星  | 宇宙機器開発・製造のリアル         | (株)ALE 宇藤 恭士 氏                    |
| R4.12.16 | 海外販路開拓  | 海外の宇宙用部品の状況と需要        | 次世代宇宙システム技術研究組合 代表理事 山口 耕司 氏      |
| R5.2.28  | 衛星データ   | 衛星データを活用した課題解決        | (株)天地人 立石 悟 氏                     |
| R5.10.2  | 宇宙輸送機   | 活発化するロケットやスペースプレーンの開発 | 東京理科大学 小笠原 宏 氏                    |
| R5.12.19 | 人工衛星推進機 | 人工衛星の推進機の開発           | Letara(株) 平井 翔大 氏                 |



R4 第1回セミナー「宇宙食の動向」



R4 第2回セミナー「宇宙機器開発・製造のリアル」



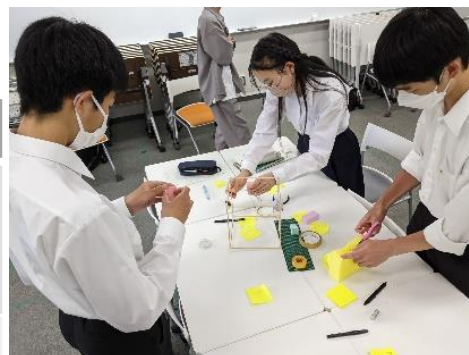
## 4 「ぎふ宇宙プロジェクト研究会」の取組み【人材育成】

### ① 成層圏気球による宇宙実験プログラム R4：2校5名 R5：3校19名

成層圏（特殊環境）を活用した科学的な実験を、学校を超えた仲間と共に協力して実施することで、実践的な産業人材を育成

＜R5参加校のミッション概要＞

| 参加校   | ミッション概要  |
|-------|--|
| 岐阜高校  | <ul style="list-style-type: none"> <li>成層圏でスルメ干し</li> <li>光合成の変化を測定</li> <li>灰重石（紫外線に反応する鉱石）の観察</li> </ul> |
| 岐阜北高校 | 成層圏に晒した種は発芽するか？  |
| 岐山高校  | 成層圏で和紙作り<br>(漉いた直後の和紙を成層圏に送り、宇宙空間で乾燥させる)   |



ミッション  
アイデア  
ワークショップ

打上げ気球からの撮影



### ② 宇宙ビジネスを題材としたアントレプレナーシップ研修 R4：4校9名 R5：14校23名

宇宙産業の幅広い分野（エンタメ、データ利用等）への展開を見据え、宇宙ビジネスの現状や、ビジネス創出のための柔軟な思考力を持つ人材を育成するための高校生向け研修を実施



宇宙ビジネス概論（宇宙空間にさらした空宙博アルミプレートを観察する様子）



宇宙ビジネスのアイデアに関するプレゼン



スーパーカミオカンデ見学

# 4 「ぎふ宇宙プロジェクト研究会」の取組み【人材育成】

## ③ 宇宙工学講座等 R4：17校97名 R5：19校89名（H28からの累計：114校468名）

宇宙に関する興味・関心の喚起や、基礎知識・基礎技術を習得するため、岐阜大学が中心となって行う「宇宙工学講座」をはじめとする高校生向けの座学・体験型研修を開催



R5 開講式（空宙博）



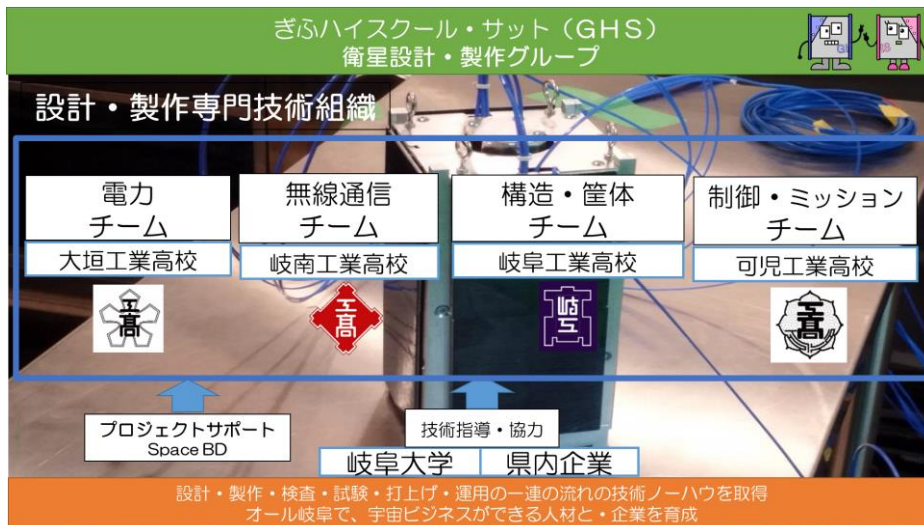
R4 JAXA見学ツアー  
（JAXA筑波宇宙センター、東京大学）



缶サット甲子園

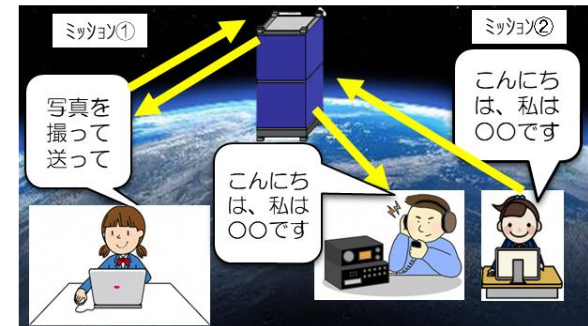
## ④ ぎふハイスクールサット R4～：4校 40名

県内工業高校のグループが岐阜大学及び県内企業の支援を受けて、小型人工衛星の設計・製造・打上げ・運用までを一貫して行う実践的なプログラムを実施



### 【打上げ後の人工衛星運用（ミッション）】

- ①地球からの指令により、宇宙から地球を撮影し画像を地球に送信
- ②地球から無線にて人工衛星に音声を送信・保存し宇宙から無線で世界中の人に音声を発信



## 5 「ぎふ宇宙プロジェクト研究会」の取組み【その他】

### ① スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク（S-NET）

内閣府及び経済産業省が、「宇宙」をキーワードに、新産業・サービス創出に関心をもつ企業・個人・団体等の活動を支援するために設置した『S-NET』の取組みを推進する自治体として、令和4年度に「宇宙ビジネス創出推進自治体」として選定された。

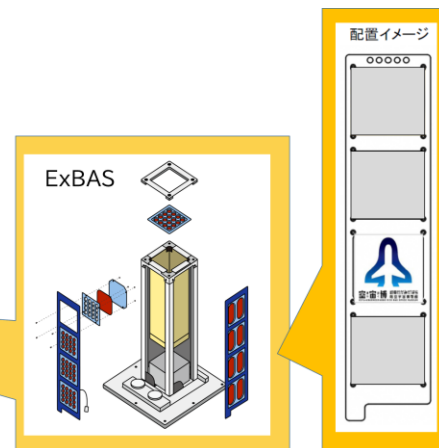
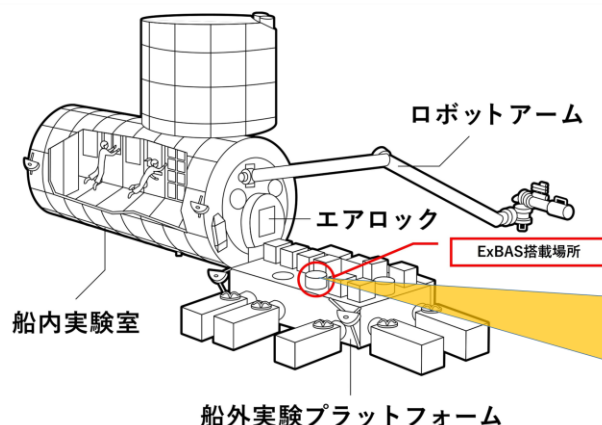
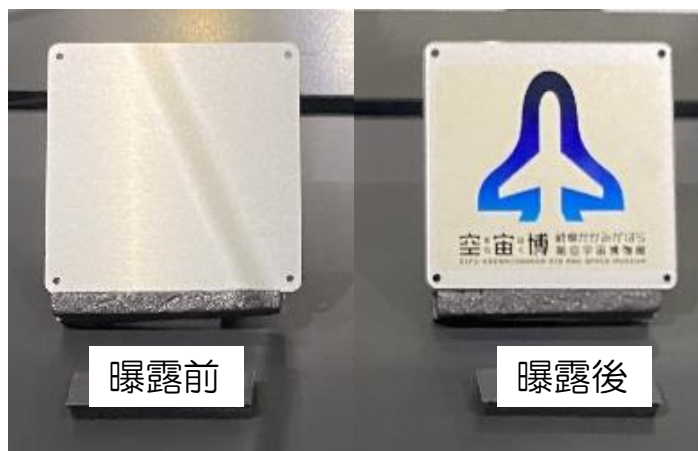
### ② 宇宙から帰ってきた「空宙博アルミプレート」の展示

国際宇宙ステーション（ISS）日本実験棟「きぼう」の船外実験スペースで宇宙空間にさらした後、地球に帰還させる「スペースデリバリープロジェクト」に参加しました。

実験素材は、令和5年3月15日に打ち上げられた後、同月21日から5月まで「きぼう」の船外に設置され、6月30日に地球への帰還に成功しました。

宇宙環境にさらされた結果、空宙博シンボルマークのアルミプレートは、全体に黄色味がかかり“色褪せた”ものとなりました。

このプレートは本年10月より、空宙博で展示しています。



## 別添 2

### 県内航空宇宙関連企業等のウェブサイトによる情報発信

| No. | 企業名      | URL   |
|-----|----------|---|
| 1   | 大堀研磨     | <a href="https://satsearch.co/suppliers/ohori-grinding">https://satsearch.co/suppliers/ohori-grinding</a>                           |
| 2   | 各務原航空機器  | <a href="https://satsearch.co/suppliers/kakamigahara-aero-equipment">https://satsearch.co/suppliers/kakamigahara-aero-equipment</a> |
| 3   | 徳田工業     | <a href="https://satsearch.co/suppliers/tokuda-industry">https://satsearch.co/suppliers/tokuda-industry</a>                         |
| 4   | 今井航空機器工業 | <a href="https://satsearch.co/suppliers/imai-aero-equipment-mfg">https://satsearch.co/suppliers/imai-aero-equipment-mfg</a>         |
| 5   | 古田化成     | <a href="https://satsearch.co/suppliers/furuta-kasei">https://satsearch.co/suppliers/furuta-kasei</a>                               |
| 6   | 岩戸工業     | <a href="https://satsearch.co/suppliers/iwado-industry">https://satsearch.co/suppliers/iwado-industry</a>                           |
| 7   | ナベヤ製作所   | <a href="https://satsearch.co/suppliers/nabeya-mfg">https://satsearch.co/suppliers/nabeya-mfg</a>                                   |
| 8   | 恵那機器     | <a href="https://satsearch.co/suppliers/ena-kiki">https://satsearch.co/suppliers/ena-kiki</a>                                       |
| 9   | 金属技研     | <a href="https://satsearch.co/suppliers/metal-technology">https://satsearch.co/suppliers/metal-technology</a>                       |
| 10  | タナック     | <a href="https://satsearch.co/suppliers/tanac">https://satsearch.co/suppliers/tanac</a>   |
| 11  | 鳥羽工産     | <a href="https://satsearch.co/suppliers/tobakosan">https://satsearch.co/suppliers/tobakosan</a>                                     |
| 12  | 水野鉄工所    | <a href="https://satsearch.co/suppliers/mizuno-metal-works">https://satsearch.co/suppliers/mizuno-metal-works</a>                   |
| 13  | ヤシマ      | <a href="https://satsearch.co/suppliers/yashima">https://satsearch.co/suppliers/yashima</a>   |
| 14  | 鍋屋バイテック  | <a href="https://satsearch.co/suppliers/nabeya-bi-tech-kaisha">https://satsearch.co/suppliers/nabeya-bi-tech-kaisha</a>             |
| 15  | 東海理機     | <a href="https://satsearch.co/suppliers/tokai-riki">https://satsearch.co/suppliers/tokai-riki</a>                                   |
| 16  | 青山製作所    | <a href="https://satsearch.co/suppliers/aoyama-seisakusho">https://satsearch.co/suppliers/aoyama-seisakusho</a>                     |
| 17  | イワキ工業    | <a href="https://satsearch.co/suppliers/iwai-industries">https://satsearch.co/suppliers/iwai-industries</a>                         |